給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第２号

宮城県柴田郡川崎町大字川内字糀谷山41番地９

再生債務者　藤原ゆかり

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年12月15日まで

平成22年11月24日

仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（再ロ）第２３号

堺市東区引野町３丁59番地ガーデンハウス初芝131号

再生債務者　柚木﨑千秋

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年12月20日まで

平成22年11月22日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第４号

大阪府泉佐野市佐野台98番地佐野台住宅２―71

再生債務者　喜田　英樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年12月22日まで

平成22年11月24日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０００２号

東京都青梅市梅郷６丁目1249番地の46

再生債務者　長谷川正秋

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月24日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再ロ）第１４号

北九州市八幡西区若葉２丁目８番28号

再生債務者　村田久美子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月22日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再ロ）第６号

福島市飯坂町平野字原東38番地の６

再生債務者　齋藤　　栄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月24日　　福島地方裁判所

平成２２年（再ロ）第１０００７号

東京都町田市原町田４丁目21番９号

再生債務者　横田　紀子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月24日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再ロ）第１１号

兵庫県西宮市大浜町１番41―407号

再生債務者　待田　暁美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月24日　神戸地方裁判所尼崎支部

企業年金基金変更公告

日本電池企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

1．新基金名称　ＧＳユアサ企業年金基金

2．旧基金名称　日本電池企業年金基金

3．変更年月日　平成22年９月１日

平成 22 年 12 月２日

ＧＳユアサ企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十二年十一月十九日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十三年三月十九日までにお申し出下さい。

平成二十二年十二月二日

埼玉県越谷市増林二丁目三三番地

（甲）財団法人越谷市施設管理公社

理事長　武藤　繁雄

埼玉県越谷市南越谷一丁目二八七六番地一

（乙）財団法人越谷コミュニティイセンター

理事長　武藤　繁雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年十一月二十九日に終了しておりますす。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年五月二十六日

掲載頁　一〇九頁（号外第一一〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年三月三十一日

掲載頁　一〇七頁（号外第六十九号）

平成二十二年十二月二日

東京都八王子市南新町七番地

（甲）栄和興産株式会社

代表取締役　荒木　弘道

東京都中央区築地二丁目二番一号

（乙）理研香料販売株式会社

代表取締役　永井　孝彦

合併公告

左記医療法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

社員総会の承認決議については、甲は平成二十二年六月十六日に、乙は平成二十二年六月十五日に各々得られており、熊本県知事の認可も得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月二日

熊本県熊本市水前寺五丁目二番二二号

（甲）医療法人清和会

理事長　東野　裕司

熊本県熊本市中央街二番二号

（乙）医療法人斉藤会

理事長　東野　裕司

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月二日

東京都世田谷区中町二丁目七番一二号Ａ―２

合資会社ミノタウロス

代表社員　小島　太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更効力発生日は平成二十三年一月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社照屋住宅とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月二日

沖縄県那覇市久米一丁目七番一〇号

合資会社照屋住宅

代表社員　照屋　裕司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千百五十万円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年一月五日であり、株主総会の決議は、平成二十二年十一月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月六日

掲載頁　八十四頁（号外第一四二号）

平成二十二年十二月二日

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目一番一三号

株式会社ＡＳテック

代表取締役　小川　二郎